

1 事業名

所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正

2 事業の概要

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の規定を新設するとともに、令和 5 年 8 月 7 日の人事院勧告において、国家公務員の在宅勤務等手当の新設が勧告されたことに鑑み、本市の会計年度任用職員についても国家公務員に準じた措置とするため、所要の改正を行うものである。

【改正概要】

(1) 勤勉手当の新設

区 分	勤勉手当支給割合
6 月支給分	1.025 月
12 月支給分	1.025 月
年 間 支 給 割 合	2.05 月

(令和 6 年 4 月 1 日から適用)

(2) 在宅勤務等手当の新設

対 象：住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、一定の期間以上の期間について 1 か月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員

金 額：月額 3,000 円

施行期日：令和 6 年 4 月 1 日

3 他自治体の類似する政策等

勤勉手当については、法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正等を予定している。

在宅勤務等手当については、人事委員会を置かない県内他市等において、人事院勧告等を受け、必要な措置が行われる見込みである。

4 市民参加の実施の有無とその内容
なし

5 関係法令、基本計画との整合性
地方自治法、地方公務員法

6 事業費及びその財源等

【改正による影響額】

(1) 勤勉手当の新設

399,697 千円

(2) 在宅勤務等手当の新設

なし

7 その他

添付資料

・新旧対照表

新

旧

議案第25号 所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

◎所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正

(報酬等)

第2条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬、期末手当及び勤勉手当を支給する。

2～7 略

8 前6項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員に対しては、一般職の職員に支給される在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を規則で定めるところにより支給する。

9 期末手当及び勤勉手当は、一般職の職員に準じて規則で定めるところにより支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当及び勤勉手当は支給しない。

(報酬、期末手当及び勤勉手当の特例)

第4条 統一的な基準に基づき給与を支給する必要があると認められるパートタイム会計年度任用職員であつて規則で定めるものに対する報酬の基本額その他の報酬、期末手当及び勤勉手当については、前2条の規定にかかわらず、当該基準に基づき規則で定める。

(支給日)

第6条 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償の支給日については、一般職の職員に準じて規則で定める。

(給料等)

第7条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）に対しては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、

(報酬等)

第2条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬及び期末手当を支給する。

2～7 略

8 前6項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員に対しては、一般職の職員に支給される特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を規則で定めるところにより支給する。

9 期末手当は、一般職の職員に準じて規則で定めるところにより支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

(報酬及び期末手当の特例)

第4条 統一的な基準に基づき給与を支給する必要があると認められるパートタイム会計年度任用職員であつて規則で定めるものに対する報酬の基本額その他の報酬及び期末手当については、前2条の規定にかかわらず、当該基準に基づき規則で定める。

(支給日)

第6条 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償の支給日については、一般職の職員に準じて規則で定める。

(給料等)

第7条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）に対しては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、

時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。

2・3 略

4 初任給調整手当、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、一般職の職員の例により支給する。

5 期末手当及び勤勉手当は、一般職の職員に準じて規則で定めるところにより支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当及び勤勉手当は支給しない。

休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当を支給する。

2・3 略

4 初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、一般職の職員の例により支給する。

5 期末手当は、一般職の職員に準じて規則で定めるところにより支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

◎所沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（附則第2項関係）

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第7条 略

2 給与条例第17条の6第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第7条 略

2 給与条例第17条の6第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。